

○行田市公立学校通学区域に関する規則

昭和29年1月12日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項及び第6条の規定に基づき、行田市公立学校(以下「学校」という。)の通学区域を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 学校の通学区域は、別表のとおりとする。

(学校の指定)

第3条 行田市教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業し中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入者について、前条に定めるところにより、就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、就学すべき学校について調整することができる。

附 則

この規則は、昭和29年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 小学校の部

学校名	通学区域
東小学校	桜町1丁目、富士見町1丁目、長野1丁目、長野2丁目、長野3丁目、長野4丁目、長野5丁目、緑町 大字長野の一部(北小学校及び桜ヶ丘小学校の通学区域を除く区域) 旭町の一部(13番～16番) 向町の一部(20番～29番)
西小学校	城西4丁目、城西5丁目、棚田町3丁目、持田1丁目～持田5丁目、大字持田の一部(南小学校、中央小学校及び泉小学校の通学区域を除く区域)
中央小学校	忍1丁目、忍2丁目、本丸、矢場1丁目、矢場2丁目、城西1丁目、城西2丁目、城西3丁目、行田、宮本、中央、旭町の一部(東小学校の通学区域を除く区域) 向町の一部(1番、5番、6番、16番、17番) 栄町の一部(1番～4番、5番(1号～30号)、7番(5号～25号)) 大字谷郷の一部(280番地～503番地、1499番地～1511番地、1597番地～1616番地) 大字持田の一部(652番地～655番地、699番地～707番地、718番地～730番地、767番地～788番地、812番地～813番地、974番地～1007番地、1020番地～1041番地、1069番地～1071番地、6508番地の3～6526番地)

南小学校	天満、城南、大字忍、佐間1丁目、佐間2丁目、駒形1丁目、駒形2丁目 向町の一部（東小学校及び中央小学校の通学区域を除く区域） 大字佐間の一部（下忍小学校の通学区域を除く区域） 佐間3丁目の一部（下忍小学校の通学区域を除く区域） 大字持田の一部（555番地～558番地、629番地～651番地、708番地～717番地、1008番地～1019番地、1042番地～1068番地、1072番地～1358番地、3717番地～3923番地） 大字下忍の一部（177番地、1773番地～1776番地、1794番地～1798番地）
北小学校	谷郷1丁目、谷郷2丁目、谷郷3丁目、大字斎条、大字和田 栄町の一部（中央小学校の通学区域を除く区域） 大字谷郷の一部（中央小学校の通学区域を除く区域） 大字長野の一部（182番地～609番地、633番地～658番地、709番地、917番地～923番地） 大字白川戸の一部（706番地～900番地）
北河原小学校	大字北河原、大字酒巻
荒木小学校	大字荒木、大字小見の一部（桜ヶ丘小学校の通学区域を除く区域）、大字白川戸（北小学校の通学区域を除く区域）
須加小学校	大字須加、大字下中条
埼玉小学校	大字埼玉、大字野、大字渡柳、大字利田
星宮小学校	大字上池守、大字下池守、大字皿尾、大字小敷田、大字中里
太田西小学校	藤原町1丁目、藤原町2丁目、藤原町3丁目、大字若小玉、大字下須戸 大字小針の一部（太田東小学校の通学区域を除く区域）
太田東小学校	大字藤間、大字関根、大字真名板 大字小針の一部（1番地～500番地）
下忍小学校	大字堤根、大字樋上 大字佐間の一部（3015番地～3020番地、3179番地～3188番地、3229番地～3244番地） 佐間3丁目の一部（20番～27番） 大字下忍の一部（南小学校の通学区域を除く区域）
泉小学校	西新町、壺里山町、清水町、門井町1丁目、門井町2丁目、門井町3丁目、押上町、棚田町1丁目、棚田町2丁目、大字棚田、深水町、大字前谷 大字持田の一部（1番地～199番地、219番地～245番地、283番地～310番地、347番地～378番地）
桜ヶ丘小学校	桜町2丁目、桜町3丁目、富士見町2丁目 大字小見の一部（1280番地の3～1294番地、1295番地の4、1297番地～1320番地、1362番地～1449番地、1452番地～1455番地、1469番地、1488番地～1502番地、1518番地～1550番地、1559番地～1603番地の1） 大字長野の一部（610番地～632番地、659番地～708番地、924番地～1545番地、1650番地～1786番地、1812番地～1941番地）
南河原小学校	大字南河原、大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋

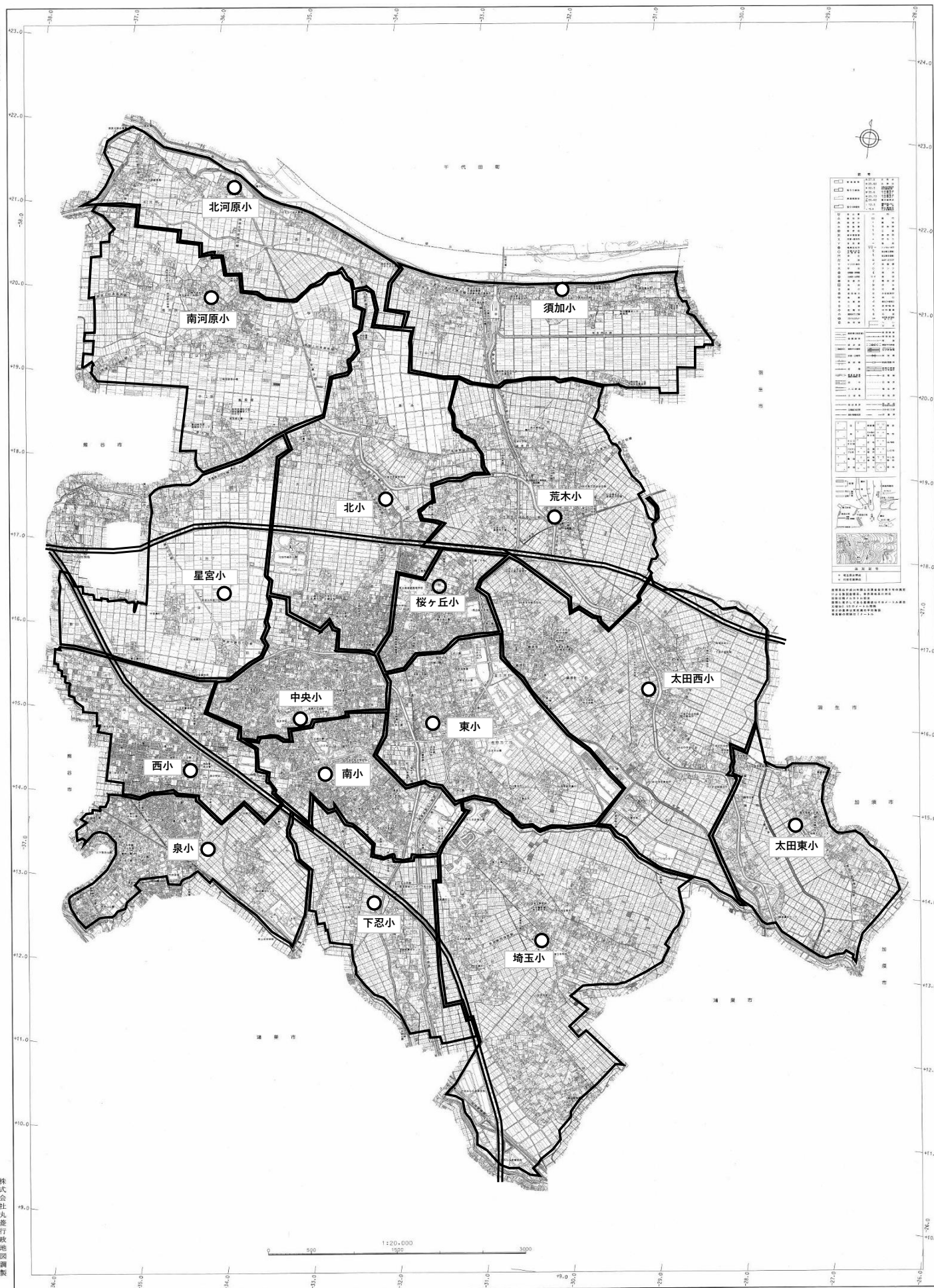
2 中学校の部

学校名	通学区域
-----	------

忍中学校	忍1丁目、城南、本丸、矢場1丁目、矢場2丁目、城西1丁目、城西2丁目、城西3丁目、城西4丁目、城西5丁目、大字忍、駒形2丁目、大字上池守、大字下池守、大字皿尾、大字中里、大字小敷田、持田1丁目、持田2丁目の一部（3番、6番～10番、13番～17番）、大字持田の一部（西中学校の通学区域を除く区域） 忍2丁目の一部（行田中学校の通学区域を除く区域） 駒形1丁目の一部（行田中学校の通学区域を除く区域） 宮本、中央 大字谷郷の一部（280番地～503番地、1499番地～1511番地、1597番地～1616番地） 栄町の一部（1番～4番、5番（1号～30号）、7番（5号～25号））
行田中学校	天満、行田、旭町、向町、佐間1丁目、佐間2丁目、佐間3丁目、緑町、大字佐間、大字下忍、大字堤根、大字樋上 忍2丁目の一部（4番、7番、8番） 駒形1丁目の一部（6番（16号～46号）、7番、8番、9番（6号～26号）、10番（6号～22号）） 大字長野の一部（4568番地～4887番地、4894番地～4908番地、5023番地～5031番地、5456番地～5477番地、7028番地～7982番地） 長野4丁目の一部（23番地、27番地（12～21）、28番地、29番地） 長野5丁目
長野中学校	谷郷1丁目、谷郷2丁目、谷郷3丁目、桜町1丁目、桜町2丁目、桜町3丁目、富士見町1丁目、富士見町2丁目、長野1丁目、長野2丁目、長野3丁目、長野4丁目の一部（行田中学校の通学区域を除く区域）、大字谷郷の一部（忍中学校の通学区域を除く区域） 栄町の一部（忍中学校の通学区域を除く区域） 大字長野の一部（行田中学校の通学区域を除く区域） 大字白川戸の一部（706番地～900番地） 大字小見の一部（桜ヶ丘小学校の通学区域）
見沼中学校	大字荒木、大字小見、大字須加、大字下中条、大字北河原、大字酒巻、大字斎条、大字和田 大字白川戸の一部（長野中学校の通学区域を除く区域）
埼玉中学校	大字埼玉、大字野、大字渡柳、大字利田
太田中学校	藤原町1丁目、藤原町2丁目、藤原町3丁目、大字若小玉、大字下須戸、大字小針、大字藤間、大字関根、大字真名板
西中学校	大字前谷、持田3丁目、持田4丁目、持田5丁目、西新町、壺里山町、清水町、門井町1丁目、門井町2丁目、門井町3丁目、押上町、棚田町1丁目、棚田町2丁目、棚田町3丁目、大字棚田、深水町 持田2丁目の一部（忍中学校の通学区域を除く区域） 大字持田の一部（1番地～550番地、563番地～623番地、661番地～695番地、739番地～750番地、814番地～899番地、910番地～911番地、1595番地～1741番地）
南河原中学校	大字南河原、大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋

行田市立小学校 通学区域

平成二十五年一月



株式会社丸善行政地図調査

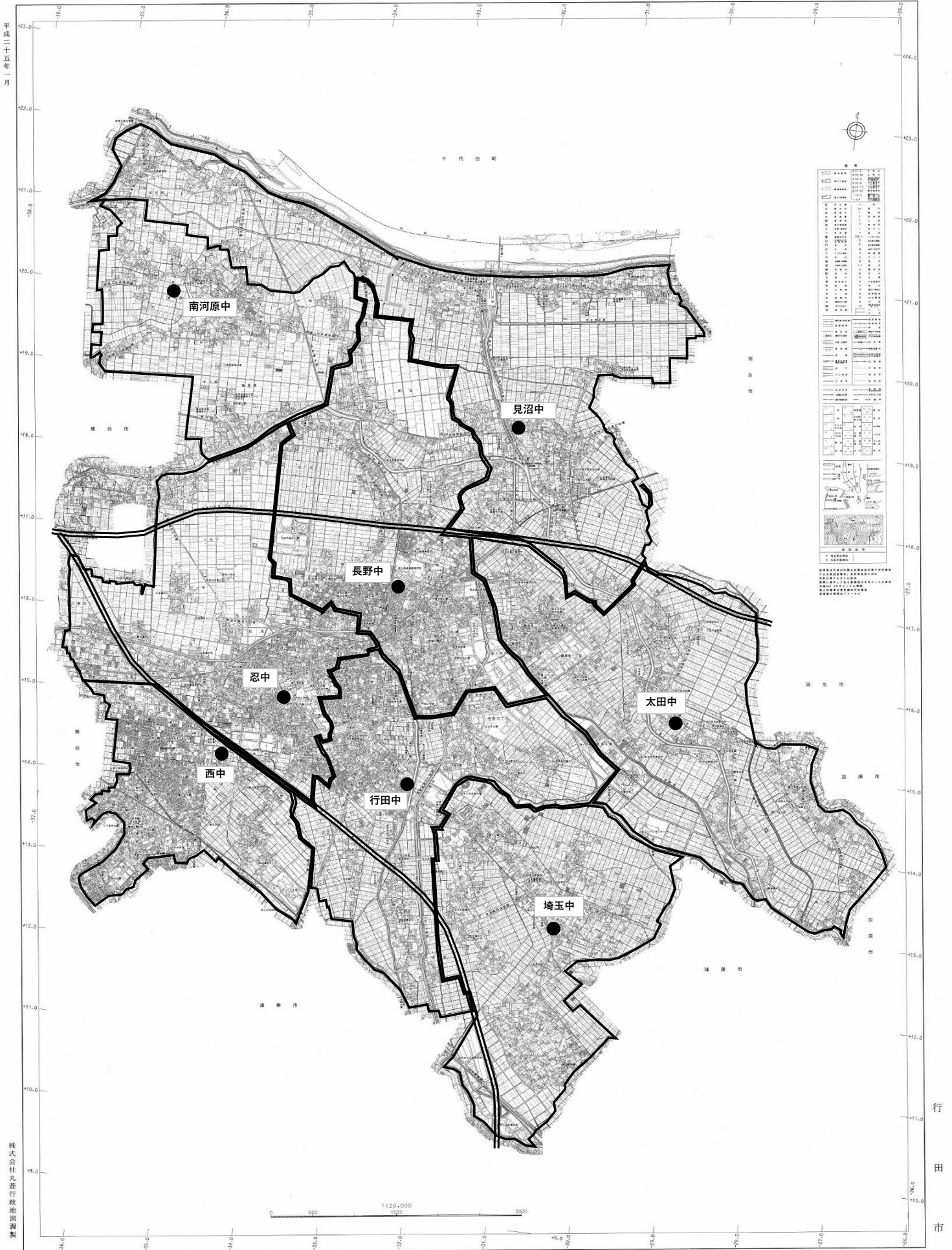
この地図は、平成21年度行田市都市計画図を編集したものである。
この地図は、平成24年度行田市都市計画図を修正編集したものである。

この調査成果は、国土地理院長の監督をうけて得たものである
(調査番号) 平21 国公 第209号

行
田
市

行田市立中学校 通学区域

平成二十五年一月



株式会社九井行政地図製

行田市

この地図は、平成21年度行田市都市計画図を編集したものである。
この地図は、平成24年度行田市都市計画図を修正編集したものである。

この測量成果は、国土地理院長の監督を受けて得たものである
(測量番号)平21 関公 第209号